

契約書類

- 1、調査委託契約書（表）
- 2、調査委託契約書（裏）
- 3、重要事項説明書（表）
- 4、重要事項説明書（裏）

総合探偵社セレーノでは、契約の時に公安委員会推奨の契約書を使用しております。

No. _____

平成 年 月 日

Investigation Trust Contract 調査委任契約書
--

貴社より重要事項の説明を受け十分に理解しましたので、契約条項に従い下記調査料金にて調査を依頼致します。

委任者署名欄	氏名			印	電話番号			
	生年月日	S	H	年	月	日生	歳	
	住所							
	勤務先			電話番号				
	調査利用目的			誓約事項	<small>左記利用目的以外に調査結果を利用せず、調査内容の提供も依頼者(貴社)に限定いたします。</small>			
被調査人	氏名			電話番号				
	生年月日	S	H	年	月	日生	歳	
	住所							
	勤務先			電話番号				
	所在地			役職				
調査期間	年	月	日	～	年	月	日	
調査料金			円	支払方法	申込時	全額 半額 その他	円	
調査実費			円		着手金	年 月 日	円	
消費税			円		残金	年 月 日	円	
総合計金額			円		成功報酬	調査料金の %	円	
契約料金特記事項	※				分割支払	信販会社・自社分割・その他	[]	
解約手数料(違約金)	<small>着手前の場合は[調査料金総額の %] 着手後の場合は[調査料金総額の %] を申受けます。調査全額(調査員の確保、日程の調整、調査機器・車両の手配等)、事前予備調査、調査行為としての労務等は全て調査着手後と見做します。調査手続の変更及び延期については原則として[] 時間前までとし、支払着手済みと致します。</small>							
特記事項								
指 定 事 項								
調 査 種 別								
調査受任者	社名・商号	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>株式会社 セレニ</p> <p>〒220-0292 神奈川県横浜市都筑区 1-1-1</p> <p>TEL.045-578-4020 FAX.045-578-4021</p> <p>代表取締役 玉下 隆 博</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>印</p> <p>[担当者]</p> </div> </div>						
	所在地							
	代表者							
	電話番号							
	届出番号							神奈川県公安委員会 届出済確認証番号 第 _____ 号

調査委任契約書 契約条項

1. 本契約は委任者が受任者より重要事項の説明がなされた後、本契約書に署名若しくは捺印した時点をもって締結したものと致します。
2. 本契約の締結と同時に「探偵業の業務の適正化に関する法律」に基づいて規定される重要事項説明を受けたことを確認するために重要事項説明書に署名・捺印して提出して頂きます。
3. 本契約書並びに重要事項説明書その他関連書面は、複写を以って委任者と受任者双方にて保管できるものとします。
4. 契約締結後に委任者から契約の解除（着手前・着手後）の申出があった場合又は、調査中止の要請があった場合、調査料金の総額（調査料及び調査実費等の総合計金額）に対する解約手数料として、表面記載の違約金を申し受けます。但し、委任者の事情で、調査着手指示が無いまま3ヶ月間を経過した場合、調査を終了したものとみなし料金の返還にできません。尚、調査方法等に係る企画会議（調査員の確保及び日程の調整、調査機材・車両の準備等）、事前の取地確認等の予備調査並びに、調査行為としての特機等を実施した場合はすべて着手後とさせていただきます。
5. 契約締結後に、当社の事情や調査の推移状況等により以後の調査を中止する場合があります。
 - ① 着手前及び中止事由が当社側の事情による場合は料金の全額を返還します。
 - ② 中止事由が公益上或いは天変地異等、止むを得ない事情による場合は、中止までの料金を当社規定により精算し残金を返還致します。
 - ③ 行動確認調査において調査の推移状況（交通情報・地理的状況等）、対象者の警戒・違反運転により、止むを得ず中止した場合は、調査員配置時刻を起算時として次の通りとします。
基本調査料金＋（時間単価×稼働時間）＋調査実費
 - ④ 所在調査において、調査期間中の調査活動に関係なく被調査人の所在が判明した場合は調査終了とさせていただきます。但って日数の如何を問わず料金の返還はできません。
6. 業務遂行中、委任者における対象者の個人情報利用目的（調査利用目的）が、下記に掲げる場合に該当した場合に契約の解除とさせていただきます。又、この場合、調査料金等は全額を支払って頂くと共に、損害賠償等の法的措置を講じる場合もございますのでご了承下さい。
 - ① 調査の結果を犯罪目的及び社会的差別に利用することが判明した場合。
 - ② ストーカー行為等の規制に関する法律第2条の「つきまとい等」目的、その他違法行為に利用することが判明した場合。
 - ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項の被害者の所在の調査の目的その他違法である場合。
 - ④ 盗聴・盗撮行為目的である場合。
 - ⑤ その他公序良俗に反する場合。
7. 依頼事項及び調査等により知り得た事実関係については、個人情報保護法等を遵守致しますが、委任者におかれましては絶対に口外等はせず秘密を厳守して下さい。
8. 委任者から提出された資料及び情報の過誤が原因で調査目的と異なった結果を生じた場合及び、委任者が当該調査実施に於いて知り得た情報の利用に因る波及効果については、当社は一切その責任を負いません。
9. 本契約に関して法律上の問題が生じた場合、受任者事務所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

本契約書は、社団法人日本調査業協会会員・神奈川県調査業協会監修の統一様式契約書です。委任後の調査や料金、その他に不審、不満等がございましたらご遠慮なくお尋ね下さい。誠意を持って対処致します。

メモ

社団法人日本調査業協会会員

神奈川県調査業協会

事務局 〒211-0054 神奈川県川崎市幸区小倉1690-10
TEL (044) 593-6943 FAX (044) 593-9290

重要事項説明書

Important Explanation of Detective Industry

【社団法人日本調査業協会会員 神奈川県調査業協会監修『探偵業の業務の適正化に関する法律』に基づく重要事項説明書】

委任者と締結する調査委任契約の内容及びその履行に関する事項について、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という）第8条（重要事項の説明等）の規定に基づき、次の通り説明致します。この内容は重要ですので、十分ご理解されるようお願い致します。

1. 依頼者（委任者）

私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第8号に基づく重要事項の説明を種かに受けましたので署名致します。

説明受認日	年 月 日 []	
所在地	(〒 -)	印
氏名		
連絡先	電話番号：	

2. 探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法

- (1) 調査の内容については、「調査委任契約書」に記載致します。
- (2) 調査期間については、契約締結時に定めます。但し、諸事情により変更する場合は、委任者と業者間において十分な協議検討を行った上で再度定めることができるものとします。
- (3) 調査方法については、調査委任契約書の調査指定事項並びに特記事項に記載致します。

3. 調査結果報告の方法及び期限

結果報告方法	<input type="checkbox"/> 調査報告書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭報告 <input type="checkbox"/> その他 []
結果報告期限	平成 年 月 日 [] ※但し、業務の進捗状況等によっては報告日が前後することがあります。その場合は委任者と協議し報告期限を変更できることとします。

4. 調査料金に関して

当社規定による調査料金表に基づき概算額と支払時期を下記の通り定めます。（別添の調査料金表参照）※消費税含む

調査内容	調査料金（概算額）	支払時期・方法
調査項目	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
調査実費 内訳：	円	
成功報酬 [%] ※適用：	円	
総合計概算金額（消費税含む）	円	

※調査実費（経費）については概算であり、実際には調査の進捗状況により金額は増減する場合がありますのでご了承下さい。

5. 調査関係書類の処分期限

本件探偵業務に關して作成し、又は取得した資料に關しての処分期限は以下の通り定めます。

処分期限	<input type="checkbox"/> 調査終了時迄 <input type="checkbox"/> 報告書提出時迄 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他 []
------	---

6. 秘密の保持

ご依頼に係る委任事項及び業務上知り得た全ての内容については保守義務を厳守し、第三者に漏洩することは致しません。また、従業することがなくなった場合も同様とし、業務委任に関係する資料の不正使用を防止するため被害を含む必要な措置を講じます。

7. 個人情報の取扱いについて

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、個人情報については、ご依頼の委任事項について業務を遂行し調査結果を報告する目的及び、ご依頼事項に係る相談並びに各種提供サービス業務についてと個別にご了承頂いた目的以外には使用致しません。
- (2) ご依頼に係る個人情報については、法令に基づく正当な要求である場合を除きお客様以外の同意なしに第三者に提供することはありません。

8. 調査料金の支払時期と方法

- (1) お支払時期は、契約締結時に調査料金（概算額）の全納が基本となります。
- (2) 分割による支払い及び実費経費の支払時期、成功報酬金額の支払時期等については、委任者と当社間において十分な協議検討を行った上で合意した支払期日を調査委任契約書に記載することと致します。
- (3) 分割支払いとしてご契約した場合、残金の支払時期は報告書提出時にご請求致します。
- (4) 調査料金のお支払いは日本国通貨による現金若しくは、合意のもとに小切手、手形及び信販会社の利用による支払いも可能と致します。（信販会社を利用した場合は、別途信販会社のご契約によるお支払い方法となります）

9. 契約の解除に関する事項

- (1) 業務遂行中、委任者における対象者の利用個人情報の利用目的（調査利用目的）が、下記に掲げる場合に該当した場合、契約の解除とさせていただきます。又、この場合、調査料金等は全額お支払して頂くと共に、損害賠償等の法的措置を講じる場合もございますのでご了承下さい。
 - ① 調査の結果を、犯罪目的及び社会的差別に利用することが判明した場合。
 - ② ストーカー行為等の規制に関する法律第2条の「つきまとい等」目的、その他違法行為に利用することが判明した場合。
 - ③ 配業者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項の被害者の所在の調査の目的その他違法である場合。

- ④ 盗聴・盗撮行為目的、その他違法である場合。
- ⑤ その他公序良俗に反する場合。

- (2) 委任者から契約の解除又は中止の要請があった場合は調査委任契約書に記載されている解約手数料を申し受けます。また、調査着手指示が無いまま3ヶ月間を経過した場合、調査を終了したものとみなし、料金の返還は致しません。
- (3) 当社の事情や業務の推移状況等により、以後の業務を中止する場合は下記の通りとします。
 - ① 着手前及び中止事由が当社側の事情による場合は料金の全額を返還致します。
 - ② 中止事由が公益上或いは天変地異等、止むを得ない事情による場合、中止までの調査料金を当社規定により精算し残金を返還致します。
 - ③ 行動確認調査において、推移状況（交通情勢・地理的状況等）、対象者の警戒・違反運転により、止むを得ず中止した場合の調査料金は、調査員配置時刻を起算時として次の通りと致します。
基本料金＋（時間単価×稼働時間）＋調査実費
 - ④ 所在調査（実出人検索を含む）に関しては、調査期間中の調査活動に関係なく対象者の所在が判明した場合は調査終了とみなし、日数の如何を問わず料金の返還はできません。

10. 提供することができる提供業務の内容

本委任契約により収集できる情報、実施できる調査方法、調査体制、調査を実施できる地域の範囲を明確にし、ご依頼に係る特定人の所在又は行動についての情報を、直接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類似する方法を以てその調査結果を報告する業務。


11. 業務の委託について

委任を受けた調査業務を遂行するために、その業務が実施される地域になどにかかわらず、表示した探偵業務委託提供業者に業務の全部又は一部を委託する場合があります。その場合は適切な監督を行うとともに、お客様に提供して頂いた個人情報及業務上知り得た全ての情報について安全管理措置を講じます。

12. 委任業務によって作成又は取得した資料の処分

調査結果（対象者の個人情報）を委任者に報告（利用目的を達成）した場合、速やかに対象者の個人情報破壊致します。但し、委任者と当事者間において十分な協議を行った上で、表面5項に記した保存期間のみ保管できることとし、保存期間終了後はシュレッダー等を用いて速やかに廃棄処分致します。

《委任会社商号又は名称、所在地、代表者氏名、届出番号、重要事項説明担当者名》

調査 受 任 者	社名・商号	株式会社 セレーノ		
	所在地	〒230-0082 横浜市長見区豊岡町22-27-1F		
	代表者	TEL045-770-4020 FAX045-570-4021		
	電話番号	代表取締役 五十嵐 怜		
	届出番号	神奈川県公安委員会 届出済確認書番号 第 45070126 号		